

# 中泊町農業委員会会議録

平成29年3月10日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 3月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月10日（金） 午後14時00分～午後15時00分  
 2. 開催場所 中泊町役場1階小会議室（2）

3. 出席委員（14人）

|         |     |       |     |      |
|---------|-----|-------|-----|------|
| 会 長     | 15番 | 松坂龍美  |     |      |
| 会長職務代理者 | 14番 | 松田耕司  |     |      |
| 委 員     | 2番  | 神良一   | 3番  | 鈴木誠一 |
|         | 4番  | 外崎満幸  | 5番  | 葛西徳男 |
|         | 6番  | 長利弘貴  | 7番  | 大川新造 |
|         | 8番  | 葛西誠   | 9番  | 葛西誠  |
|         | 10番 | 長利弘明  | 11番 | 澤田健吾 |
|         | 12番 | 野上喜代次 | 13番 | 木村巧  |

4. 欠席委員（0人）

|     |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|
| 委 員 |  |  |  |  |
|     |  |  |  |  |

- 第1 会期の決定について  
 第2 議事録署名委員の指名  
 第3 【報告】

- 報告第28号 農地法第18条第6項による通知書について  
 報告第29号 農地使用貸借の合意解約通知書について  
 報告第30号 農地等の利用状況報告について  
 報告第31号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第41号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第42号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

- 1) 業務予定  
 2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 三上晋一 次長 前田和夫  
 総括主幹 開米るみ子 主幹 今雄大

## 7. 会議の概要

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、出席委員は14名中14名の出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>   |
| 議長  | <p>今日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、9番大川賢一委員、12番野上喜代次委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の開米総括主幹と今主幹を指名いたします。</p> <p>以上で日程第2を終わります。</p> <p>それでは、日程第3の報告第28号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>◎報告第28号</p> <p>3ページをお開き下さい。報告第28号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。<br/>平成29年3月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の賃貸借の合意解約は、6件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告は以上です。</p>   |
| 議長  | <p>ありがとうございました。ただいまの報告第28号について何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>   |
| 議長  | <p>無いようですので、報告第29号について事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>◎報告第29号</p> <p>18ページをお開き下さい。報告第29号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。<br/>平成29年3月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>今月の使用貸借の合意解約は2件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>   |

議長 ありがとうございます。ただいまの報告29号について、何かご質問等ございませんか。  
(質問無し)

議長 無いようですので、報告第30号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第30号

事務局 30ページをお開き下さい。報告第30号「農地等の利用状況報告について」農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、次のとおり報告する。  
平成29年3月10日提出 中泊町農業委員会会長。

平成29年2月28日付けで、別紙記載の一般法人より当委員会会長宛に農地等の利用状況報告書の提出がありました。本件については、許可の条件として周辺農地との農業上の利用に悪影響を与えないこと、地域の農業における他の農業者との役割分担の状況などが許可の条件となっております。

このたび提出のあった報告書の内容及び現地の状況等を調査確認したところ、本報告書に記載のとおり近隣農業者とのトラブルもなく、かつ適正に耕作されていることを確認しましたので報告いたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第30号について、何かご意見等ございませんか。  
(質問なし)

無いようですので、報告第31号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第31号

事務局 38ページをお開き下さい。報告第31号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成29年2月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。  
平成29年3月10日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。2月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第31号について、何かご質問等ございませんか。  
(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第40号

議長 議案第40号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 41ページをお開き下さい。議案第40号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。平成29年3月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第40号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

野上委員 12番 野上です。  
それでは報告いたします。  
去る3月1日、私と大川賢一委員と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が3件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号47番から49番の3件ございました。内訳は、贈与が3件となっております。

受付番号47番は、小泊字白倉と中間地内の5筆の畑5,237平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡し人同様にそ菜の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号48番は、田茂木字若宮地内の2筆の田13,872平方メートルの一部贈与です。譲受人は譲渡し人同様に米の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号49番は、今泉字藤の森と神山地内の8筆の田と畑10,858平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡し人同様に米とそ菜の栽培をすることでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号47番から49番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第40号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第40号は原案のとおり決定いたします。

議長 議案第41号の審議に入る前に、6番長利弘貴委員に関する議案がありまので、農業委員会法第24条（議事参与の制限）の規定により、議案の関係委員は審議に立ち会うことが出来ないことから関係議案の審議中は退席をお願いします。

（長利弘貴委員退席）

◎議案第41号

議長 議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書」についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 45ページをお開き下さい。議案第41号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。平成29年3月10日提出 中泊町農業委員会会長

議長 議案第41号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

野上委員 それでは報告いたします。去る3月1日、私と大川賢一委員と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第4条の転用許可申請が1件ございます。

申請地区は武田地区の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当とみとめられます。

以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 46ページをお開き下さい。それではご説明いたします。受付番号4番は、豊岡地域の若松地内の1筆の田で面積が 278㎡です。転用目的は、車庫兼農作業舎を建築することです。資料の49ページをご覧ください。申請地の東側は申請者の自宅、西は農道と用排水路、北は申請者の畑、南は宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われます。許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のカの(ア)」で小集団の生産性の低い農地等に該当するその他の第2種農地であります。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

（質問無し）

議長 無いようですので、お諮りいたします。議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第41号は原案のとおり決定いたします。

(長利弘貴委員着席)

◎議案第42号

議 長 議案第42号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 50ページをお開き下さい。議案第42号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年3月10日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします、平成29年3月3日付け中農政第313号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

53ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が8件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が3件と公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が5件となっています。

受付番号59番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮と高根字小金石の農地12筆、地目は田、面積は24,686㎡です。売買価格は729.7万円です。対価の支払い期限は平成29年3月23日を予定しております。

受付番号60番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地9筆、地目は田、面積は11,368㎡です。売買価格は200万円です。対価の支払い期限は平成29年3月23日を予定しております。

受付番号61番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字望月と田茂木字鳴見の農地4筆、地目は田、面積は10,583㎡です。売買価格は500万円です。対価の支払い期限は平成29年3月23日を予定しております。

受付番号62番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、薄市字花持の農地3筆、地目は田、面積は15,773㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は平成29年3月27日を予定しております。

受付番号63番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は2,964㎡です。売買価格は74.1万円です。対価の支払い期限は平成29年3月27日を予定しております。

受付番号64番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は2,915㎡です。売買価格は72.8万円です。対価の支払い期限は平成29年3月27日を予定しております。

受付番号65番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は7,294㎡です。売買価格は180万円です。対価の支払い期限は平成29年3月27日を予定しております。

受付番号66番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、八幡字日向の農地4筆、地目は田、面積は4,679㎡です。売買価格は205万円です。対価の支払い期限は平成29年3月27日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

75ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が12件、再設定が9件で、面積が198,609平方メートルです。

受付番号112番は再設定で、設定する農地は小泊地内の1筆の「田」7,337平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は無し。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号113番も再設定で、設定する農地は富野地内の2筆の「田」3,023平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3.5俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号114番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」6,040平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は総額100,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号115番も再設定で、設定する農地は福浦地内の1筆の「田」3,209平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号116番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,218平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号117番は再設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」2,909平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり10,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。受付番号118番も再設定で、設定する農地は八幡地内の1筆の「田」16,656平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり18,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま



受付番号119番も再設定で、設定する農地は豊岡地内の3筆の「田」3,638平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり18,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号120番も再設定で、設定する農地は中里地内の1筆の「田」10,509平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵分の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号121番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか27筆の「田」45,067平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は田茂木若宮4912番・4915番-1は10アール当たり20,000円、その他は10アール当たり30,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号122番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほかの5筆の「田」12,446平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号123番も新規の設定で、設定する農地は中里地内の1筆の「田」5,976平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号124番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか4筆の「田」12,059平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号125番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」6,155平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号126番は再設定で、設定する農地は豊岡地内の4筆の「田」6,110平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり35,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号127番は新規の設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「田」6,275平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号128番も新規の設定で、設定する農地は尾別地ほか14筆の「田」27,038平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号129番も新規の設定で、設定する農地は尾別地内の4筆の「田」16,008平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局

受付番号130番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,133平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号131番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」4,005平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号132番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」2,908平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第42号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了しました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議 長

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会3月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年3月10日

農業委員長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_